

京田辺市長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、京田辺市長(以下「市長」という。)が市政の円滑な運営のため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)に関し、その支出項目、支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるものとする。

(責務)

第2条 市長は、交際費の支出にあたって、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出項目)

第3条 交際費の支出項目は、慶祝、弔慰、見舞金及び会費の4項目とする。

(支出金額等)

第4条 前条に規定する支出項目に係る交際費の支出内容及び支出金額は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 慶祝は、各種団体の総会、記念式典、懇親会、受賞式、就任式及び落成式等に係る祝金で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。ただし、会費制による場合は、会費相当額とする。
- (2) 弔慰は、香料及び供花等に係る経費で、支出金額等は別表に定めるところによる。
- (3) 見舞金は、病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。
- (4) 会費は、各種会議等の参加に係る経費で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。ただし、会費制による場合は、会費相当額とする。
- (5) 前各号に規定するもののほか、交際上、市長が特に支出する必要があると認めるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

(公表)

第5条 この基準に基づく交際費の執行状況については、公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに行うものとする。

3 公表の方法は、京田辺市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第6条 この基準は、交際費の支出内容及び支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は平成22年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		香料	櫛	御供	
名誉市民・自治功労者	本人				
	配偶者・1親等			なし	
議会議員	現職	本人			
		配偶者・1親等		なし	
	元職	本人	弔電		なし
		配偶者	弔電	なし	なし
行政委員会等の委員	現職	本人		なし	
		配偶者・1親等		なし	
	元職	本人	弔電		なし
その他市長が任命する委員	現職	本人		なし	
		配偶者・1親等	弔電		なし
	元職	本人	弔電	なし	なし
市特別職	現職	本人			
		配偶者・1親等			なし
	元職	本人			
		配偶者	弔電	なし	なし
職員	現職	本人			
		配偶者・1親等			なし
	元職	本人	弔電		なし
その他市長が特に認める者		市との関わりを判断基準とする。			

備考 1 「配偶者・一親等」とは、子、実父母並びに同居の実祖父母及び同居の義父母をいう。

2 香料は、原則5,000円とする。

3 名誉市民本人については京田辺市名誉市民条例（昭和46年京田辺市条例第19号）により、自治功労者本人については京田辺市表彰条例（昭和50年京田辺市条例第37号）により、弔辞を贈る。